

広報

TOYONE

とよね

2026

No.664

2



- | | | | |
|----|----------------------|----|-------------------|
| 2 | 所得税・個人住民税の申告と納税のご案内 | 13 | 地域サロン |
| 6 | 三遠南信自動車が開通します | 14 | 保健師だより |
| 8 | とよねの話題 | 15 | 健康や福祉のこと・診療日カレンダー |
| 10 | 地域おこし協力隊等活動報告 | 16 | 豊根村消防団・設楽警察署 |
| 11 | 教育委員会だより・田口高校からこんにちは | 17 | ふるさと文芸・納期限・人口 |
| 12 | お知らせ | 18 | クローズアップ |

祝令和8年豊根村成人式 ～二十歳を祝う会～

豊根村
豊根村教育委員会



所得税・個人住民税の申告と納税のご案内

令和7年分の所得税の確定申告と個人住民税の申告受付期間は、
2月16日(月)から3月16日(月)まで
(土・日・祝を除く)です。



- 事業所得や不動産所得などの所得のある方で、合計所得が所得控除の額を超える方
- 給与収入が2,000万円を超えた方
- 給与所得のある方で年末調整を受けているが、その他に年末調整を受けていない給与収入や給与以外の所得が20万円を超えた方
- 公的年金等の収入金額が400万円を超えた方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円を超えた方など

令和8年1月1日現在、豊根村に住んでいる方で

- パートやアルバイトなどの給与収入があり、年末調整をしていない方
- 給与所得のある方で年末調整を受けているが、その他に合計20万円以下の年末調整を受けていない給与収入や、給与以外の所得がある方
- 給与所得のある方で医療費控除などを受けようとする方
- 給与所得のある方で支払者からの給与の報告が村になかった方(勤務先へご確認ください)
- 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除等)以外の各種控除の適用を受ける方
- 事業所得や不動産所得、雑所得などの所得がある方(確定申告が必要な場合を除く)
- 収入がなかった方や非課税所得のみの方で、親族の税金上の扶養親族になっていない方
- 非課税証明書等の発行を受けたい方や、国民健康保険の軽減措置、各種福祉手当等の給付、国民年金の納付猶予などの手続きをする方に収入資料がない方など

令和7年分の所得税の確定申告分の
納期限は、3月16日(月)です

確定申告をすると税金が戻る場合
確定申告の必要がない方でも、次のような場合は、確定申告をすることで、給与等から源泉徴収された所得税等が還付されることがあります。
・年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納めすぎとなっているとき
・住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入等したとき
・医療費を多く支払ったとき

村での申告受付

場所	実施日	時間(最終受付)	※ただし、左記各地区での受付日は不可	いきいき会館	茶の実	若者総合センター
役場1階 第一会議室	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝を除く)	9時～16時15分				
いきいき会館	2月25日(水)	9時～14時45分				
茶の実	2月26日(木)	9時～14時45分				
若者総合センター	2月27日(金)	9時～14時45分				
	3月6日(金)	9時～11時45分				

申告時にお持ちいただく物

- 個人番号の分かるもの(マイナンバーカードや通知カード)
- 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)
- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)
- 社会保険料(国民年金保険等)、生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書(またはセルフメディケーション税制の明細書)、医療費通知(原本)
- 扶養控除、配偶者(特別)控除を受ける場合はその方の所得や個人番号が分かるもの
- 所得の確認に必要な資料(令和7年中の収入に関する資料・経費の分かる領収書等)
- 本人名義の預貯金通帳(所得税の還付を受ける方)
- 上場株式等配当支払通知書または特定口座年間取引報告書(株式・配当等関係)
- 扶養控除、配偶者(特別)控除を受ける場合はその方の所得や個人番号が分かるもの
- 税務署からの確定申告のお知らせハガキや通知、納付書(届いた方のみ)
- 税務署発行の利用者識別番号の分かるもの(取得済みの方のみ)など

※各地区での申告受付日は、役場に税務担当者が不在となりますのでご了承ください。
※今年度より最終受付時刻を設定しておりますが、時間までにご来場の方は申告が可能で

左記のものは新城税務署での申告受付となります。村申告会場での受付はできません。また、左記以外のものでも申告内容によっては税務署で相談していただく場合があります。

- 青色申告
 - 譲渡所得(土地・建物)
 - 先物取引
 - 外國税額控除
 - 太陽光発電関係
- 仮想通貨、FX取引
 - 譲渡所得(土地・建物)
 - 雑損控除
- 確定申告(亡くなつた方の申告)
- 住宅借入金等特別控除(初年度)
- 令和7年分以外の年分の確定申告、更正請求
- 消費税
- 相続税
 - 贈与税
 - その他

「医療費控除明細書」の作成方法

領収書の添付又は提示だけで医療費控除は受けられません。

医療費控除の明細書の作成が必要です。保険者が発行する医療費通知(原本)がある場合は、医療費通知の添付により明細書の記載を簡略化できます。様式は、国税庁HPから入手できる他、税務課窓口にもあります。



令和3年度より村で確定申告の受付をする場合は、国税庁へ申告データを電子的に引き継ぐため、e-Taxの利用者識別番号を取得していただいています。

令和3年度より村で確定申告の受付をする場合は、国税庁へ申告データを電子的に引き継ぐため、e-Taxの利用者識別番号を取得していただいています。

利用者識別番号(16桁) の取得について



- 課税所得となるもの
 - 地域振興券(プレミアム分)、奨励作物・種駒等農林水産業に関する各種補助金
 - 非課税所得となるもの
 - 分
- ※一例です。他の給付金等についても同様です。
- 令和6年度住民税非課税世帯支援付金、令和7年度豊根村定期減税調整給付金(不足額給付)

村からの支援金や給付金等の税務上の取扱いについて



ふるさと納税を利用された方で、次の①②の両方に該当し、ふるさと納税した自治体にワントップ特例制度の申請書を提出した方(ワントップ特例を選択した方は、確定申告が不要です)は、確定申告・住民税の申告を行う必要があります。ただし、ワントップ特例を選択した方が、確定申告や住民税申告をする場合には特例の申請が無効となりますので、申告の際には忘れずにふるさと納税分を含めて申告してください。

ふるさと納税を行った自治体の数が5団体以下の方

1. 医療費通知に記載された事項

この欄は、医療費通知の数字を記入してください。※通知書に①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者の氏名④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称のすべてが記載されていることを確認してください。通知が複数ある場合は、すべて合計し記入してください。

2. 医療費の明細

(医療費通知に記載のない分を集計)

令和7年中に自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費を、領収書を見ながら集計し、計算した医療費を記入してください。人ごと・病院や薬局ごとに分類して記入してください。

豊根太郎さんが受けた医療

10/25 ●●クリニック	3,000円Ⓐ
△■薬局	4,500円Ⓑ
11/5 ●●クリニック	2,000円Ⓐ
△■薬局	4,000円Ⓑ
11/20 □○病院	76,000円Ⓒ
(生命保険による補てん)	47,000円)
(高額療養費支給額)	7,000円)

豊根花子さんが受けた医療・介護サービス

2/15 ▲○養護老人ホーム	30,000円Ⓓ
3/15 ▲○養護老人ホーム	30,000円Ⓓ
4/15 ▲○養護老人ホーム	30,000円Ⓓ
5/15 ▲○養護老人ホーム	22,000円Ⓓ

※領収書の「医療費控除対象額」の金額を記入してください。

10/25 ●●クリニック	1,000円Ⓔ
12/5 ●●クリニック	1,000円Ⓔ

豊根新太さんが受けた医療

11/15 ×△歯科	3,000円Ⓕ
------------	---------

対象となる医療費の詳細は、国税庁HPにてご確認ください。

令和7年分 医療費控除の明細書【内訳書】

*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 北設楽郡豊根村下黒川字原平2番地 氏名 豊根 太郎			
1 医療費通知に記載された事項			
医療費通知(※)を添付する場合、右記の①~④を記入します。 ※医療保險等が支払う医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをお使いください。 (例: 医療保險組合等が発行する「医療費のお知らせ」) ①被保険者等の氏名、②病名を記した年月、③病名を受けた月、④被保険者等の氏名、⑤被保険者等の名前、⑥被保険者等の名前 (注) 医療費通知に前半支払分の医療費が記載されている場合は、後半支払分の医療費が記載されている場合は、後半支払分の医療費が記載されています。			
Ⓐ 支払った医療費の額	320,652 円		
Ⓑ うち生じた医療費や社会保険料(医療費控除額)	318,800 円		
Ⓒ うちその年の年中で実際にお支払った医療費の額(医療費控除額)	112,000 円		
2 医療費(上記1以外)の明細			
「領収書1枚」ごとにまとめて記入できます。			
Ⓐ 医療費を受けた方の氏名	Ⓑ 病院、薬局などの支払先の名称	Ⓒ 医療費の区分	Ⓓ 支払った医療費の額
豊根 太郎	●●クリニック	● 介護保険サービス 医薬品購入	5,000 円
豊根 太郎	△■薬局	□ 介護保険サービス 医薬品購入	8,500
豊根 太郎	□○病院	● 介護保険サービス 医薬品購入	76,000 54,000
豊根 花子	▲○養護老人ホーム	● 介護保険サービス 医薬品購入	112,000
豊根 花子	●●クリニック	□ 介護保険サービス 医薬品購入	2,000
豊根 新太	×△歯科	● 介護保険サービス 医薬品購入	3,000
3 控除額の計算			
A 支払った医療費 (合計)	525,300 円		
B 保険金などで補填される金額	166,000		
C 割引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)		
D 所得金額の合計額	359,300		
E D × 0.05 (赤字のときは0円)	(赤字のときは0円)		
F Eと10万円のずれか 少ない方の金額	(10万円未満のときは0円)		
G 医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)		

○左記欄は、申込書類に記入する場合等は適用されません。

07.11

要チェック!

- 人間ドックや健康診断の費用は疾病の治療を行うものではないので、原則対象外です。
- 予防接種の費用や、ビタミン剤などの病気の予防・健康増進のための医薬品の購入代金は、対象外です。
- 国保や社会保険等から支払われる高額療養費、高額介護合算療養費、生命保険会社から支払われる医療保険金等は「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」として計上してください。
- 領収書は5年間保存する必要があります。

*セルフメディケーション税制による場合は、別様式の明細を作成してください。

所得税・住民税における税制改正の影響について

「広報とよね12月号」でお知らせしたとおり、令和7年分所得より各種控除額及び各種控除における所得要件が引き上げられます。申告の際は、各種控除の要件等を再度ご確認いただき、扶養控除などの人的控除等適用忘れないようにご注意ください。



12/18 第15回豊かに根ざすくらしのSTUDY

商工会青年部が主催する、「豊かに根ざすくらしのSTUDY」が豊根村商工会館にて開催されました。第15回となる今回は道の駅グリーンポート宮嶋内「とよね食堂」の新木秀一さんが講師を務めました。地産地消にこだわった人気メニューのほか、テレビ放送による反響の様子を紹介していただきました。小学生の文集に記載した夢が実現した経験から「何かしらの目標があると、その目標に向かって、頑張れる。頑張っても必ずなれないなんてことはないで頑張ってほしい」とお話しされました。道の駅での食堂・売店の営業に対して参加者は、「一番大変だったことは?」「ほかにやりたいことは?」等の質問が上がり興味を示している様子でした。



12/21 茶臼山高原スキー場のテープカット

県内唯一のスキー場である茶臼山高原スキー場では、今シーズンの開幕に先立ちテープカットが行われました。当日は降雨や気温の高さなど天候に恵まれず、雪不足の影響により、当初予定していた営業開始には至りませんでした。今シーズンも気温や積雪状況が懸念される中ではありますが、茶臼山高原スキー場の冬が始まっています。場内では、多くの方に楽しんでいただけるよう、さまざまなイベントが予定されています。是非今シーズンも、茶臼山高原スキー場での白銀の世界をお楽しみください。



一の舞(山内):上黒川舞庭



花の舞(下黒川)

花祭が開催されました

年始に村内2か所で花祭が開催されました。1月2日から3日にかけて下黒川、3日から4日にかけて上黒川で行われました。

上黒川の舞庭においては、山内花祭「一の舞」が涙ながらに奉納され、その姿を一目見ようと多くの見物客が集まりました。



榊鬼(上黒川)

振興課



1月採用職員紹介

今年1月から豊根村役場振興課に配属となりました正力洋明です。

昨年12月に北海道から引っ越ししてきたばかりでわからないことが多いですが、積極的に地域の活動へ参加し豊根村の良さを発信できるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。



12/5 人権について考えました

豊根小学校、豊根中学校において、人権擁護委員の方による人権教室が行われました。小学校では「友達」を題材に、紙芝居「カッパのカースケ」を通して、見た目の違いによる潜在的な差別感情へ問いかけ、誰もがかけがえのない存在であることを学びました。

中学校では、『いじめ』を題材にしたDVDを通して、SNSの危険性やいじめとは何なのかを再認識し、自分の気持ちを伝え、相手の気持ちを理解する力を養う

ことを学びました。

最後に学んだ内容について、感じしたことなどを生徒が発表しました。



12/11 手作りおもちゃに笑顔いっぱい

豊根中学校全生徒が、家庭科の授業で制作した手作りおもちゃを、杉の子保育園へ寄贈しました。段ボールやペットボトルなど身近な素材を工夫して作られたおもちゃは、園児も安心して楽しめるものばかりで、中学生のお兄さん、お姉さんが持参した真新しいおもちゃに、園児たちは興味津々の様子でした。室内では完成したおもちゃで一緒に遊んだほか、寝転がって触れあったり、園庭でサッカーをしたり、笑顔のあふれる時間となりました。



12/17 小学生が税について学びました

税の仕組みを学ぶ租税教室を豊根小学校の6年生を対象に行いました。役場の税務担当職員から、税についての説明を受けました。はじめは税についてのイメージが湧かないようでしたが、税金が無くなると暮らしはどう変わるのか考え、税金の大切さを学びました。児童たちは1億円のレプリカを持ち上げ、お金の重さを体感しました。村の1年間の税収や歳出のクイズでは予想よりもはるかに多いお金が集められ、使われていることを知り、驚いている様子でした。

協力して
暮らせる
地域へ

みんなで知っていこう！ 暮らしに身近な 健康や福祉のこと

今月のテーマは

新しい認知症観

～認知症のイメージを変えていこう～

認知症は他人事ではありません

65歳以上の認知症有病率は、令和4年の調査(※)によれば、推計12.3%、年齢が5歳増えるたびに有病率は倍になります、90歳以上では有病率は6割を超えます。



認知症は誰もがなり得る時代になり、他人事ではありません。令和6年1月には、「認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指す」ことを目的として、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(略して認知症基本法)」が施行されました。認知症に対する偏見や誤解を解消し、認知症になってからも、自分のやりたいことをして、住み慣れた地域で仲間たちとつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる社会をつくっていこうという考え方です。

認知症の人のイメージを変えていこう

今まで、「認知症になったら何もできなくなる」「自分で決められないから、周囲が色々決めてあげないといけない」「危なくないように制限するのは仕方がない」「おかしな言動で周囲が困る」などの偏見や誤解から、当事者や家族は孤立感を感じることもありました。

しかし、当事者は、「何もできなくなるのではなく、できることはあるのでやらせてほしい。」「認知症になっても自分の意思はあるので、周囲の人が本人の意思を聞かずに決めるのではなく、自分のことは自分で決めたい。」「誰かの役に立ちたい。」などの思いがあります。

認知症の人も含め、誰もが誇りを持って暮らしていく村にしていきたいですね。

(※認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究)より)

| 問合せ先 | 地域包括支援センター(豊根村保健センター内)☎85-5055または☎080-8265-6973

〈令和8年〉2月 | 診療日カレンダー

月	火	水	木	金
2	3 山	4 山	5	6 山
豊 丹羽	富 豊	豊 丹羽	豊 丹羽	豊 夏目
9	10 山	11	12	13 山
豊 丹羽	豊 丹羽	祝日	豊 丹羽	豊 夏目
16	17 山	18 山	19	20 山
豊 丹羽	富 豊 丹羽	豊 丹羽	豊 丹羽	休診
23	24	25	26	27 山
祝日	豊 丹羽	豊 丹羽	豊 丹羽	豊 夏目

豊根村診療所 ☎(85)1675

- 月・水・木・金(午前)
- 火(午後)

富山診療

- 火(午前)

山富歯科豊根診療所 ☎(83)2010

- 火・水・金(午前)

●受診を希望される方は事前に連絡してください。

●感染症対策のため、必ずマスクを着用して受診してください。

●急遽休診となる場合は同報無線にて放送いたします。

＼皆さんの健康づくりにお役立てください／

保健師だより

連絡先・問合せ | 保健センター ☎85-5055

身体活動・運動



令和6年度の高齢者質問票(住民健診の問診項目)の結果をみると、豊根村は75～84歳における運動・転倒リスク保有者^{※1}の割合は83.1%で県内で最も高くなっています。また社会参加リスク保有者^{※2}の割合は14.4%で県内で3番目に高くなっていました。(KDB介入支援対象者一覧より)

これらのことから、社会参加が減って活動範囲が狭くなることで筋力が衰え転倒するのではないかと考えました。そこで、転倒予防や社会参加を目的とした教室を開催しましたので紹介します。

＼ウォーキングイベントを行いました／

11月29日(土)に村民ホールから大入の郷入口までを歩きました。紅葉は終わりかけでしたが天候にも恵まれ、ウォーキングにはちょうどよい気候の中で歩くことができました。14名の方に参加いただき、講師からウォーキング前のストレッチ、歩行姿勢などを教えていただきました。また、自分の筋肉や脂肪の量、歩行姿勢がチェックできる機器を使って自分の体の状態も確認しました。終わった後はどの方も清々しい表情をされていました。



＼ハッピーエイジング教室／

11月20日から1月29日まで全10回コースで実施しました。毎回のヨガに加えて、食事や口腔、お金の話など毎回テーマを変えてミニ講座も行い、毎回12名ほどが参加をしてくれました。「ヨガをやった日はよく眠れる」「体が楽になってきた気がする」などの声をいただきました。



＼富山健康ミニ講座／

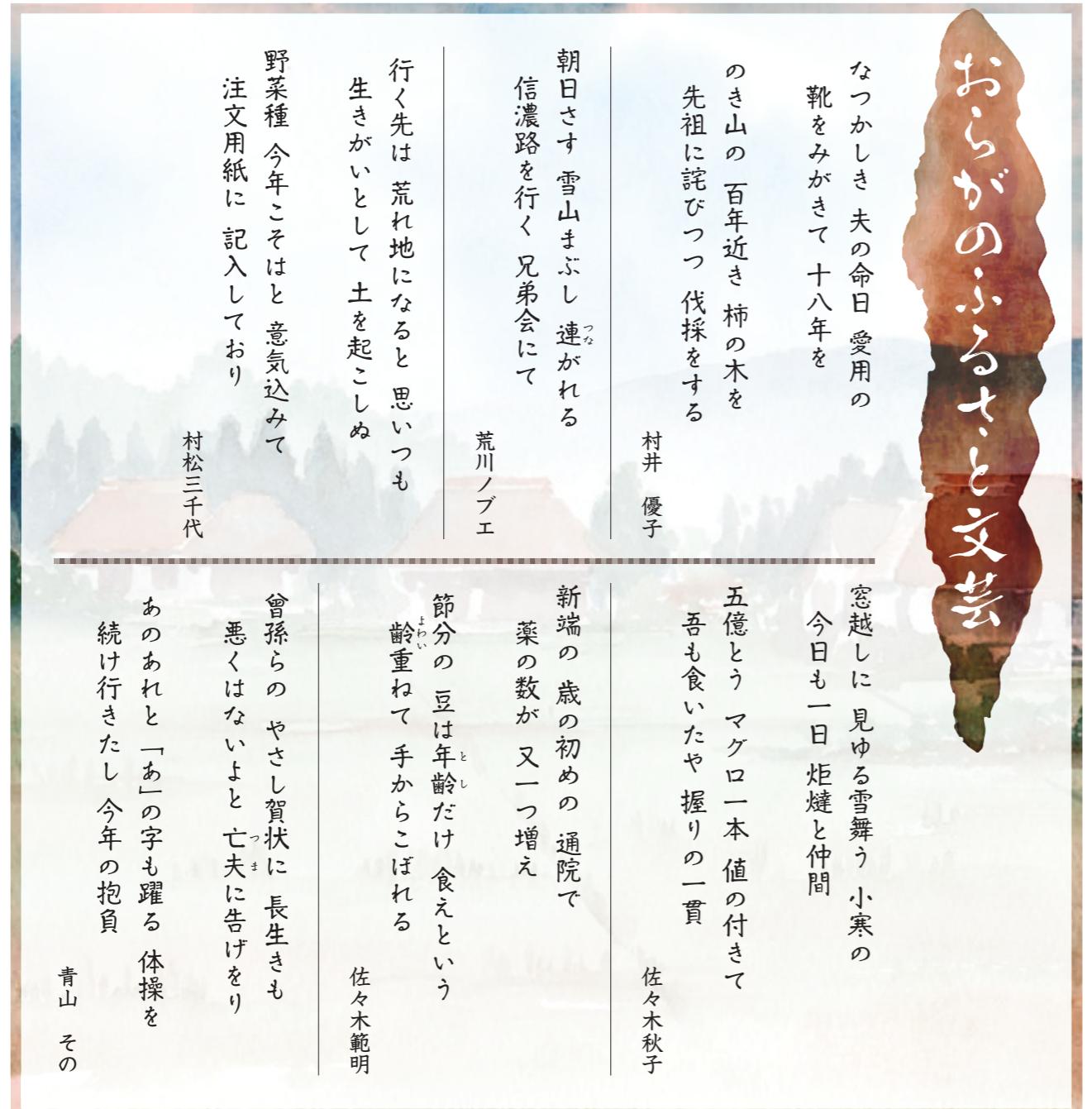
富山地区で12月17日に行いました。診療所の丹羽先生の「骨粗しょう症のお話」と、転倒予防の体操をしました。9名の方が参加してくれました。久しぶりの再会を喜んでいる方もいらっしゃいました。



健康教室は転倒予防などの健康づくりはもちろんのこと、教室に参加をして人と話したり普段と違う人と会ったりすることで、脳の活性化や気持ちを前向きにする効果があります。このような教室に参加して体も心も活性化させませんか。保健センターの事業はチラシや同報無線、村ホームページで案内しますのでぜひご参加ください。

※1 高齢者質問票「以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思う」「この1年間に転倒したことがある」に対し、いずれかで「はい」もしくは「週1回以上の運動」がないと回答した人の割合。

※2 高齢者質問票「週1回以上の外出」「普段から家族や友人と付き合いがありますか」に対しいずれかで「いいえ」と回答した人の割合。



六世帶

戸籍の窓 12月 届出分

かなしみ (死亡)

名前	年齢	組	月日
藤井 安宏	93歳	浅草	11月30日

(令和7年12月31日現在)
住民基本台帳人口数による

人口	世帯数
886人(-5)	437戸(-5)
男性	女性
437人(-4)	449人(-1)

豊根村消防団

地域の安全を守る 消防団の活動を紹介

| 総務課 |
85-1311

備えよう！火災対策

冬季は空気が乾燥するこ
とに加え、暖房機器を使用

備えよう！火災対策

冬季は空気が乾燥するごとに加え、暖房機器を使用する機会が増えることから、火災が発生しやすくなります。ほとんどの火災は、個人一人ひとりが注意することで防ぐことが出来ます。ご自身やご家族の命や財産を守るために、火災を防ぐためのポイントをきちんと学び、日頃から注意するようにしましょう。

■ 火がついているコンロから離れない

火がついているコンロから離れるときは、必ず火を消すようにしましょう。また、コンロのまわりに燃えやすい物は置かないようにしましょう。加えて、着ている服に火が燃え移る、「着衣着火」にも注意するようにしましょう。

■ **寝たばこ、タバコのポイ捨ては厳禁**

灰皿には水を入れておき、吸殻を捨てるときは必ず水にさらしましょう。火のついたタバコは放置せず、必ず消火の確認をしましょう。

(二二) 数年豊根村内で発生した枯草火災のほとんどは、ゴミや刈った草の野焼きが原因であり、どれも発生させた方が十分注意すれば防ぐことが出来たものばかりです。「私は大丈夫」という安易な心で火を放つことは絶対にしないでください。

合言葉は火の用心

■ マッチやライターで遊ばない・遊ばせない
子どもの手の届くところにライターやマッチは置かないようにします。また日差しの強い場所などへの放置もしないようにします。

■ ストーブまわりを整理整頓する
衣類やふとん、カーテンなど、ストーブのまわりに燃える物を近づけないようにします。ストーブの近くで洗濯物を干すと火事につながる恐れがありますのでやめましょう。

■ 電源配線のまわりはきれいに保つ
電源コードの上に物を乗せたり、「コードをまとめたりたこ足配線をしないようにします。また、コンセントまわりは定期的に清掃しましょう。

■ 火災の被害を最小限にする対策
住宅用火災報知器の設置、防炎品の使用、消火器を設置するなど、万が一に備えて火災の被害を最小限にする対策を行いましょう。

設 楽 警 察 署 TEL.62-0110



■ 偽ショッピングサイトに注意

インターネットは、いまや私たちの生活には欠かせなくなっています。しかし、その一方でインターネットを悪用した詐欺事案や企業等を狙ったメール攻撃による情報流出事案等多くのサイバー犯罪が発生しています。こうしたサイバー犯罪から大切な自分の財産や情報を守るため、パソコンやスマートフォンのセキュリティ対策を確実に行う必要があります。

■ 偽ショッピングサイトに注意

インターネットオークションやショッピングサイトはとても便利で、お店では買えないレア物が手に入る等とても人気がありますが、「代金を振り込んだのに商品が届かない」「代金を振り込んだ後にサイトが消えてしまった」等の相談が多く寄せられています。

【偽ショッピングサイトの注意点】

- 1つでもあてはまれば偽ショッピングサイトの可能性があり、より注意が必要です。
- 明らかに価格が安い、値引き率が極端に高い。
- 他のサイトでは売り切れの人気商品が在庫ありとなっている。
- サイトに記載されている日本語表記におかしいところがある。
- 会社概要がデータラメ又は他社の概要が使われている。
- 決済方法が銀行振込のみやクレジットカード決済のみ等となっており、選べない。
- 代金振込口座の口座名義人が個人名である。
- また、個人情報やクレジットカード番号等を盗み取る目的のサイトがあるので、情報を入力する前に確認してください。

ご不明な点は下記まで
設立警察署交通課

- 転運免許証の更新をされる方は予約が必要です
- 対象者は、更新時の講習区分が優良、一般、違反者、初回の方です
- ※高齢者の方は、高齢者講習が修了していれば、予約なしで更新できます。
- 令和7年10月1日から外国籍の方は、免許更新時に在留カード等の提示が必要です
- 詳しくは愛知県警HPをご確認ください(警察署では予約できません)
- ※警察署での更新受付は、すべて平日の正午から午後4時までの間です。

豊根村の 犯罪発生 状況

11月分

刑法犯 1件(4件)
窃盜犯 1件(3件)
自動車関連窃盜 0件(0件)
特殊詐欺 0件(0件)

※()内は今年の累計
※自動車関連窃盗／自動車盜・車上ねらい・部品ねらい

TOYONE CLOSE UP

1 / 2 豊根村成人式～二十歳を祝う会～



ます。
としており
としてお祝
20歳を対象
節目となる
ましたが、
き下げされ

令和8年「豊根村成人式～二十歳を祝う会～」が村民ホールにおいて行われました。令和7年度中に20歳の節目を迎えた12名のうち9名が出席し、一人ひとりが「20歳の抱負」を述べました。皆さんの若い力と行動力に大いに期待しております。失敗を恐れず、夢に向かって頑張ってください。民法の改定により、成年年齢が18歳に引き下がれましたが、

休日・夜間診療所情報

かかりつけの診療所・病院が開いていないときには、右記の窓口にご相談ください。

新城休日診療所 ☎0536-23-3665

受付時間◆日曜・祝日・振替休日／9:30～11:30、13:00～16:00

新城市夜間診療所 ☎0536-24-1161 受付時間◆平日／19:30～22:30

愛知県救急医療情報センター ☎0536-62-1133 (24時間)

